

証明書等の交付手数料改定のお知らせ

各種証明書等の交付等の手数料について、受益者負担の適正化を図るため、令和8年4月1日から手数料の一部を改定します。

対象となる証明書等は以下のとおりで、手数料は1件(1枚)あたり200円を300円へ改定します。みなさまのご理解とご協力をお願いします。なお、コンビニ交付による証明書等の手数料は、200円のまま変更ありません。

手数料を改定する証明書等の一覧

証明書等の名称	単位	問い合わせ先
住民票の写し	1 件	住民課 住民担当
住民票記載事項証明書	1 件	
住民基本台帳の閲覧	1 件	
戸籍の附票の写し	1 件	
住民票除票の写し・除票に記載した事項に関する証明書	1 件	
戸籍の附票の除票の写し	1 件	
印鑑登録証の交付	1 件	
印鑑登録証明書	1 件	
諸証明(身分証明書、独身証明書、年金等現況届、不在籍(不在住)証明書等)	1 件	
町民税・県民税所得証明書	1 件	税務課 住民税担当
町民税・県民税(所得)課税証明書	1 件	
町民税・県民税(所得)非課税証明書	1 件	
法人町民税課税台帳記載証明書	1 件	
狩猟税の軽減税率適用者証明書	1 件	
家屋不存在証明書	1 件	税務課 固定資産税担当
土地・家屋名寄帳(交付の場合のみ)	1 件	
固定資産税評価額通知書	1 件	
地番図(交付の場合のみ)	1 枚	
字限図(交付の場合のみ)	1 枚	
集落全図等(交付の場合のみ)	1 枚	税務課 収納担当
固定資産評価証明書	1 件	
固定資産公課証明書	1 件	
納税証明書	1 件	
完納証明書	1 件	
児童手当支給証明書	1 件	子ども支援課 子ども支援担当
保育料納入証明書	1 件	
道路幅員証明書	1 件	建設設計課 道路河川担当
道路台帳の写し(原本証明書)	1 件	
官民境界確定済証明書	1 件	
農業振興地域区域内証明書	1 件	農林課 農政担当
農地台帳記録事項要約書	1 件	
認可地縁団体の告示事項証明書	1 件	総務課 総務担当
認可地縁団体の印鑑登録証明書	1 枚	
その他諸証明手数料	1 件	総務課 財政担当

※郵送による請求の場合、令和8年3月31日までに町に到着した分については、改定前の手数料となります。

令和8年4月1日以降に町に到着した場合は、改定後の手数料となります。

◆問い合わせ先

住民課 住民担当 ☎0748-52-6571
税務課 固定資産税担当 ☎0748-52-6572
建設設計課 道路河川担当 ☎0748-52-6561
総務課 総務担当・財政担当 ☎0748-52-6500

税務課 住民税担当・収納担当 ☎0748-52-6570
子ども支援課 子ども支援担当 ☎0748-52-6583
農林課 農政担当 ☎0748-52-6563

国民年金からのお知らせ

【年金受給者の皆さんへ】

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構より、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「令和7年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月に送付されます。この源泉徴収票には、令和7年中に年金から天引きされた介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額等が表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

また、e-Taxを利用した確定申告で使える源泉徴収票の電子データをマイナポータルで受け取ることができます。データの受け取りには、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが必要です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせください。

【今年20歳を迎える皆さんへ】

国民年金の加入義務が生じます

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

公的年金制度は、老後の生活を支えるだけではなく、病気やけがで障がいが残ったときにも、生活を支えてくれる大切な制度です。自分自身の将来のために国民年金に加入し保険料を納めましょう。

保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や申請免除・納付猶予の制度がありますので、草津年金事務所または役場住民課保険年金担当までお問い合わせください。

町内で事業を営んでいる方へ

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか?

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、その事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産をいい、固定資産税の課税対象になります。

申告の対象となるのは、令和8年1月1日現在で日野町内に所在する償却資産で、償却資産の所有者には、法令により必ず申告するよう義務付けられています。

前年に申告された償却資産の所有者の方には、昨年末に申告書などを送付していますので、2月2日(月)までに税務課へ申告してください。eLTAX(電子申告)もご利用いただけます。詳しくは地方税ポータルシステムをご覧ください。

なお、申告書がお手元に届いていない場合や、新しく事業を始めた方で申告書が必要な場合は、下記までご連絡ください。

◆問い合わせ先 税務課
固定資産税担当 ☎ 0748-52-6572



地方税
ポータルシステム

長寿福祉課からのお知らせ

おもいでカフェ「茶のみ処わたむき」

コーヒーやお茶を飲みながら和やかな雰囲気の中で、認知症について「知る」「話をする」「聞いてもらう」ことのできるカフェスタイルの交流場所です。

【とき】1月17日(土) 10:00~11:30

【ところ】つどえば(松尾1507-1)

参加費100円、事前申し込み不要です。

体力測定会

簡単な体力測定で今の身体の状態をチェックしてみませんか。今回は、タブレットを使用した脳体力チェックを体験いただき、頭の健康チェックができます。(1人につき20分程度かかりますので、時間に余裕をもってお越しください)

【とき】1月22日(木) 9:30~11:30

【ところ】保健センター

◆問い合わせ先 長寿福祉課
地域包括支援担当 ☎ 0748-52-6001